C　空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用するものであつて、空中線電力が38＋10log10Nデシベル（１mWを０デシベルとする。また、Nは、１つの搬送波を構成する無線設備の数又は８のいずれか小さい値とする。）を超えるもの　（0.05×f×10⁻⁶＋12）Hz

D　空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用するものであつて、空中線電力が38＋10log10Nデシベル（１mWを０デシベルとする。また、Nは、１つの搬送波を構成する無線設備の数又は８のいずれか小さい値とする。）以下のもの　（0.1×f×10⁻⁶＋12）Hz

(ｲ)　陸上移動局　（0.1×f×10⁻⁶＋15）Hz

コ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の６の12第２項に規定する無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　基地局　（0.1×f×10⁻⁶＋12）Hz

(ｲ)　陸上移動局　（0.105×f×10⁻⁶）Hz

［(2)～(22)　略］

［32～57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

［１～５　略］

６　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

(1)　第49条の６の12第１項に規定する基地局の無線設備

ア　チャネル間隔が10MHzのもの　10MHz

イ　チャネル間隔が15MHzのもの　15MHz

ウ　チャネル間隔が20MHzのもの　20MHz

［新設］

［(2)～(22)　同左］

［32～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　同左］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

［１～５　同左］

［新設］